平成２７年（フ）第１２３７号
名古屋市中川区高畑４丁目165番地、従前の住所名古屋市中区門前町１番60号（アーバニア大須504号）
債務者　磯村　知希
1　決定年月日時　平成27年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　安本　卓史
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年２月16日午前11時
5　免責意見申述期間　平成28年２月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１９２８号
相模原市南区下溝326番地９
債務者　香宗我部隆
1　決定年月日時　平成27年11月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　遠藤　政尚
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年２月４日午前11時
5　免責意見申述期間　平成28年２月３日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１９２９号
相模原市南区下溝326番地９
債務者　香宗我部澄子
1　決定年月日時　平成27年11月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　遠藤　政尚
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年２月４日午前11時
5　免責意見申述期間　平成28年２月３日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第７０号
宮崎県都城市梅北町2454番地２
債務者　山下ゆり子
1　決定年月日時　平成27年11月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　永井　崇敦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年２月17日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成28年２月16日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２７年（フ）第１７４６号
札幌市中央区宮の森４条５丁目１番６号　ガーデンハイム宮の森305号
債務者　宗廣健次郎
1　決定年月日時　平成27年11月６日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉田友樹示
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年２月24日午後２時
5　免責意見申述期間　平成28年２月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２７年（フ）第３９号
宮城県柴田郡柴田町大字船岡字若葉町21番地９
債務者　大内　幸枝（旧姓蒲谷）
1　決定年月日時　平成27年11月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月６日まで
仙台地方裁判所大河原支部

平成２７年（フ）第２８５号
愛知県豊田市大林町９―99　アリビオ大林Ｃ712号、住民票上の住所愛知県豊田市田中町２丁目40番地　田中清風寮7121号
債務者　千葉　和善
1　決定年月日時　平成27年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月６日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２７年（フ）第３５７２号
大阪府東大阪市稲葉３丁目15番28号　サニーコート　306
債務者　松本　幹夫
1　決定年月日時　平成27年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３８９７号
大阪府八尾市八尾木１丁目156番地八尾ＳＴ寮305号
債務者　藤　　麻衣
1　決定年月日時　平成27年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３９７２号
大阪市港区港晴２丁目２番Ｅ―208号
債務者　吉野　祐治
1　決定年月日時　平成27年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４０２１号
大阪市平野区瓜破西１丁目８番77―606号
債務者　小林　　寛
1　決定年月日時　平成27年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４０５０号
大阪市生野区中川西１丁目６番９号
債務者　竿　　梨沙
1　決定年月日時　平成27年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４２１４号
大阪市東淀川区豊里４丁目５番13―407号、前住所大阪市東淀川区豊新１丁目17番16号　ハイツ旭Ⅱ　303号
債務者　岡島　千恵
1　決定年月日時　平成27年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４２６２号
大阪府箕面市新稲５丁目８番25号
債務者　春島　光雄
1　決定年月日時　平成27年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４２８５号
大阪市生野区中川１丁目７番７号　リヴェール中川　301号
債務者　芳賀　利栄（旧姓池上）
1　決定年月日時　平成27年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４３１０号
大阪府東大阪市横小路町５丁目７番45号　パルミッツオ瓢箪山４－２Ａ、前住所大阪府東大阪市鳥居町８番７号
債務者　柳沢　敏子
1　決定年月日時　平成27年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４３６０号
大阪府寝屋川市高宮あさひ丘28番14号
債務者　岩井　正明
1　決定年月日時　平成27年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部